

# 役員選任告示

令和6年4月15日

会 員 各 位

公益社団法人 佐賀県栄養士会  
役員選任管理委員会

公益社団法人佐賀県栄養士会役員の任期満了に伴う役員改選により、定款第22条の規定により役員（理事、監事）の選任に関する総会決議を下記により行います。

## 記

- 立候補の資格  
最近5年以上継続して現に会員であるもので当該年度の4月1日現在69歳未満の者
- 役員の数  
・定款第21条により  
    理 事           10名以上15名以内  
    監 事           2名以内(1名は会員以外の有識者)  
・上記の選任に重複して候補者となることは認められない。
- 立候補の届け出、締切り期日および届出場所  
(1) 役員選任総会決議の候補者となろうとする会員は、立候補届（様式1）を公益社団法人佐賀県栄養士会 役員選任管理委員会委員長に提出してください。  
(2) 立候補者は、令和6年4月30日（火）（当日消印有効）までに、役員選任管理委員会委員長あて「立候補届在中」と封筒の表に朱書きし、必ず書留郵便で送付してください。（直接持参は受け付けません）  
(3) 届出場所  
〒840-0054 佐賀市水ヶ江一丁目12-10 佐賀メディカルセンタービル1F  
(公社)佐賀県栄養士会 役員選任管理委員会委員長 宛
- 選任手続きの方法 次のいずれかに該当するときは、候補者資格を喪失する。  
(1) 選任手続きは、令和6年度定時総会会場において会員による直接無記名の投票で行います。  
(2) 投票は、指定の投票用紙を用いて行います。
- 選任の実施及び開票の日時および場所  
令和6年6月2日（日）  
公益社団法人佐賀県栄養士会 令和6年度定時総会会場  
（佐賀メディカルセンタービル4F 城内記念ホール）
- その他（従来 of 役員選挙と異なる事項）  
(1) 理事選任は、公益社団法人佐賀県栄養士会定款第18条に基づき候補者ごとに行います。議決権を有する会員の過半数の賛成が必要です。  
(2) 選任された理事をもって理事会を開催し、会長等を選定します。  
また、総務・広報部、学術部、社会事業部の役割を決めることとします。